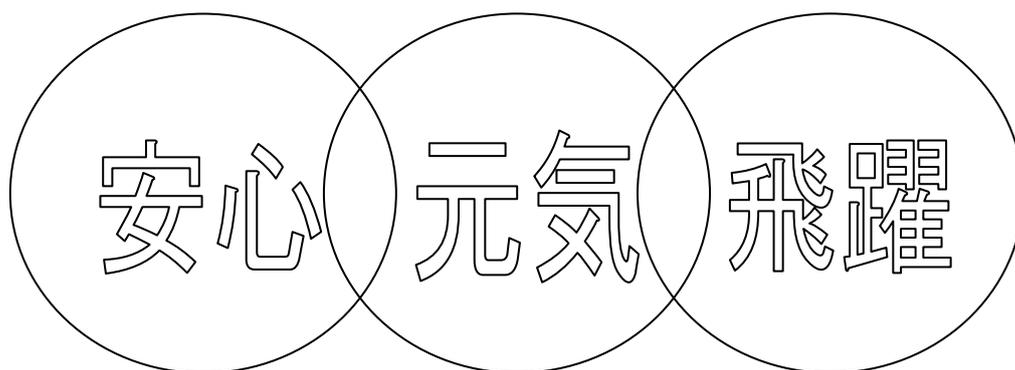


佐伯市人権施策基本計画

「お互いの人権が大切にされ、共に生きる実感と

安心・元気・飛躍できる地域社会の実現を」



佐 伯 市

目 次

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景	3
(1) 国際的な潮流	3
(2) 国・県の取組	3
(3) 本市の取組	4
2 基本的考え方	5
(1) 目的	5
(2) 基本目標	5
(3) 基本姿勢	5

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

1 同和問題	7
2 女性	9
3 子ども	12
4 高齢者	13
5 障がいのある人	15
6 外国人	17
7 医療をめぐる人権問題	18
8 その他	19

第3章 基本計画の推進

1 あらゆる場を通じて	20
(1) 就学前教育・学校教育	20
(2) 社会教育	21
(3) 家庭・地域	21
(4) 企業	21
(5) 特定の職業に従事する者	22
2 効果的な推進	23
(1) 学習機会の拡大・充実	23
(2) 情報の提供と啓発	24
(3) 連携の促進	25
(4) 相談・支援・救済体制の充実	25

第4章 推進体制

1 推進体制	26
2 基本計画の確認と見直し	26

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景

(1) 国際的な潮流

20世紀、人類は二度にわたる悲惨な世界大戦を経験し、「再び戦争を起こさない」という不戦の誓いを国際連合の結成に託しました。国際連合は、1948年（昭和23年）の第3回国連総会において、人権及び自由を尊重し確保するため「世界人権宣言」を採択しました。この宣言の精神を具体化するために、人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきています。

近年の状況を見ると、東西対立の解消による東欧諸国における民主化など、世界は大きく変革し続けており、人権尊重に対する意識も高まっているといえます。

しかし、その一方では、民族紛争や宗教対立などにより平和・人権・民主主義を脅かす様々な問題が多発し、多くの犠牲者を出しています。

1993年（平成5年）6月にウィーンで開催された「世界人権会議」では、「人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、人権教育のための国連10年を宣言することが検討されるべきである」とするウィーン宣言及び行動計画が採択されました。

このような国際的な潮流の中、国連は世界平和と秩序のキーワードが「人権」であることを確認し、1994年（平成6年）の第49回国連総会において1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」が提起されました。

(2) 国・県の取組

日本国憲法では「基本的人権の尊重」が「国民主権」「平和主義」と並んで憲法の三大基本原則の一つとされています。特に、憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。」と明記されています。

しかしながら、我が国固有の人権問題である同和教育については、現憲法施行後も根強い差別の実態が残っていました。1965年（昭和40年）の「同和对策審議会答申」を受けて、「この問題の解決は国の責務であり、国民的な課題である」との認識の下、様々な取組が行われてきました。その結果、実体的差別である生活環境などの面では改善されましたが、長年の同和教育の取組にもかかわらず、心理的差別である結婚問題を中心に依然として根強く存在しています。同和教育は同和教育を解決するために我が国で独自に生みだされた人権教育であり、その成果と手法が女性、子ども、高齢者、障がいのある人をめぐる問題など、様々な人権問題の解決につながってきたと言われています。

国は、1995年（平成7年）12月に閣議決定により内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997年（平成9年）に国

内行動計画を策定しました。

1996年（平成8年）には「人権擁護施策推進法」を制定し、人権教育及び啓発並びに人権侵害の被害者救済に関する施策の推進に関する基本的事項についての調査、審議を進め、2000年（平成12年）には、人権教育及び人権啓発についての理念と国、地方自治体及び個人の責務等を明記した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

大分県においても、1997年（平成9年）10月に「人権教育のための国連10年大分県推進本部」を設置し、1998年（平成10年）3月には「人権教育のための国連10年大分県行動計画」を策定し、様々な取組を実施してきました。

さらに、この「人権教育のための国連10年」の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、人権施策を総合的に推進するための指針として2005年（平成17年）1月に「大分県人権施策基本計画」を策定しています。

（3）本市の取組

本市は、2005年（平成17年）3月3日に1市5町3村による市町村合併によって、新市としてスタートしました。それまでにそれぞれの旧市町村において、平和な明るい地域社会の実現、豊かに共生できる地域社会の実現に寄与することを目的に名称は異なりますが、「人権の擁護に関する条例」を制定し、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃・人権擁護、人権教育及び啓発に関する必要な施策の推進に取り組んできました。

また、それぞれの旧市町村では「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、「人権教育のための国連10年」にかかる施策を総合的かつ効果的に推進するため、「人権教育のための国連10年行動計画」を策定しました。

この行動計画では「人権という普遍的文化の創造」を目指すことを基本に、「思いやりとやさしさのある地域社会の実現」を目標として、住民が主体的に人権尊重に取り組めるよう、人権に関する学習機会の提供、教材の開発、指導者の養成、情報の提供、また、学校教育、社会教育、企業等一般社会における人権教育、さらに人権にかかわりの深い特定の職業従事者の研修など、あらゆる場を通じた人権教育を推進してきました。

この行動計画は2004年（平成16年）12月31日をもって終了しましたが、この間、住民の人権問題に対する理解と認識の点で充分とは言えませんが、当地域の実態に照らした一定の成果を挙げることができたものと考えています。

しかしながら、依然として児童虐待などの子どもに関する人権問題、ドメスティック・バイオレンスなど女性に関する人権問題など様々な人権問題がいまだに存在していることも事実です。また、国際化、少子・高齢化、情報化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する問題も生じてきています。

このようなことから、人権意識の高揚のための人権教育・啓発については、これまでの国連10年行動計画に基づき得られた成果・評価を踏まえ、思いやりとやさしさ

を「考える」ということから、さらに一步踏み込んで、人権尊重のためにどう「行動」できるかということの涵養が必要です。このことを総合的かつ効果的に推進するための指針となる「佐伯市人権施策基本計画」を策定することにしました。

② 基本的考え方

(1) 目的

この基本計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組などを明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく指針となるものです。

また、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、第5条で人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務が規定されたことにともない、これまでの「人権教育のための国連10年行動計画」を基調とし、さらに内容を充実させ新たに策定したものです。

この計画に基づき、市民と行政が一体となって、家庭、学校、地域などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

(2) 基本目標

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の創造」を目指すという人類共通の願いです。

本計画では「市民一人ひとりが自分の人権が大切なように、他の人の人権も同様に大切であるという認識に立ち、ともに生きる喜びを実感し、安心、元気、飛躍のできる地域社会の実現」を基本目標とします。

(3) 基本姿勢

次の三つの基本姿勢をもって目標実現への取組を進めます。

ア 生涯学習における人権教育の推進 —みんなで学ぶ人権教育—

少子・高齢化、ITなどの科学技術の進歩による高度情報化、経済のグローバル（地球規模）化など激動する社会状況の中、人々は心の豊かさを求めより充実した人生を送りたいと願っています。「いつでも、どこでも、だれでも自由に学習でき、その成果が適切に評価される社会」いわゆる生涯学習社会の実現が求められています。

こうした社会づくりを考えると、人権尊重が日常生活の中でごく当たり前となっているような社会を構築することが不可欠です。市民一人ひとりが、人権に関する様々な問題に気付き、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に考える習慣を身につけることが大切になります。

そのために、学校教育においては、あらゆる教育活動に人権の視点を持ち、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら、子どもの立場に立った人権教育を推進す

る中で、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に解決方法を考え、共により良く生きるために実践できる子どもの育成を目指します。

また、社会教育においては、家庭、学校、地域との連携やNPO等の諸団体及び関係機関と連携を図りながら、人権に関する課題に対応した魅力ある学習プログラムの開発や学習情報の提供、学習相談体制の整備・充実に努めます。公民館をはじめとする社会教育施設における教室・講座や自主サークル等での生涯学習の場を通して人権に関する学習機会を積極的に提供することにより、自発的に人権問題について考え、課題解決に取り組む意欲と実践力のある市民の育成に努めます。

イ 共生の心を育む ―多文化・多様性の交流―

「世界人権宣言」の第2条には、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地、その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく…」とあります。この条文からも人権侵害は、その人の属性、文化、考え方、所属などが要因で発生することが推測されます。現在、世界各地において民族、人種、宗教などの違いにより多くの対立が繰り返され、紛争、飢餓、難民、極度の貧困、環境破壊などが大きな問題となっています。生命、自由、平等、平和などの基本的人権を侵されているという世界の現実を直視しなければなりません。

一方、身近に目を転じて見ても、異質なものに同質化を求めたり、それに従わないものを排除したり、同質なものの中に異質なものを生み出したりする意識が根強く存在しており、様々な人権問題を未解決にしている要因にもなっています。また、近年の交通・通信及び情報手段の急速な発達、人的交流をはじめ経済・技術・芸術・文化・スポーツなど幅広い分野のグローバル（地球規模）化や少子・高齢化、様々な事物に対する価値観の複雑・多様化などにも影響を与えています。

これら諸課題の解決のためには、人権を基盤にした世界の恒久平和を実現する取組が必要です。まず、異文化・異民族に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別することなく、互いの人権・個性を尊重するという意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやり、違いを認め合う心、共に愛し合い、許し合い、生かし合う心を醸成することが何よりも重要です。

地球上のすべての人々が、共生できる社会の実現に向けた取組みを進めます。

ウ 連携の促進 ―みんなで進める人権教育・啓発―

あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図り人権尊重の社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場、行政などが、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら効果的で実践的な人権教育及び人権啓発を推進することが必要不可欠です。いくら学校で人権の大切さを子どもたちが学んだとしても、家庭、地域で生活する大人たちが人権の大切さについて気付き、考え、実践できなければ、子ども

たちは迷ってしまいます。

そのために、社会を構成する人間の基礎的な集まりである家庭においては、家庭生活の中での大人の意識や態度が子どもの成長・発達に大きく影響することを理解し、良好な親子関係を築く中で互いの人権を尊重する意識を培うことが大切です。

学校は、友達との人間関係を通じて社会性が培われる場であり、この時期における実践的な人権教育を積極的に進めることが重要です。

地域は、広く子どもから大人までがふれ合う場であり、様々な地域活動を通して一人ひとりの人権が尊重される小さな社会であると考えれば、その可能性は無限です。

企業においては、日本国憲法で保障された職業選択の自由の確保のために、差別のない公正な採用選考や人権尊重の精神に基づいた相互に信頼しあえる人間関係・職場環境の形成が求められており、これらの観点に立った人権学習が必要です。

行政においては、人権問題は市民生活全般にわたっていることから、窓口業務から行政運営に至るすべての業務において常に人権尊重を基礎とした視点に立つことが求められます。そのため職員が人権問題を正しく理解・認識することが重要であり、一般行政職員、嘱託職員、臨時職員を問わず、行政で働くすべての職員が人権尊重を基盤として業務を遂行することが求められています。

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、医療をめぐる人権問題等について、個々の現状と課題及び今後の施策の方向性を以下に示します。

1 同和問題

(1) 現状と課題

1965年（昭和40年）8月の同和対策審議会答申では、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と位置付け、その早急な解決を図ることは「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。

本市には、国の同和対策事業に指定された地区はありませんが、歴史的資料からは被差別部落民が暮らしていたことが読み取れます。

同和問題は日本国民全体の基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決に向け行政の重要課題として、教育・啓発に取り組んでいかなければなりません。

(2) 施策の方向性

地域改善対策の一般対策への円滑な移行を行うための最終の特別法として立案された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が2002年（平成14年）3月末をもって失効しました。

しかし、一般対策への移行が同和問題の解決を意味するものではなく、「部落差別が

現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない」とした同和対策審議会答申の基本精神や「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」とした地域改善対策協議会の意見具申の趣旨を踏まえ、本市としては、今後とも、新市施行に伴い2005年（平成17年）3月に制定した「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」を基調としながら、引き続き課題として残されている人権を擁護するための人権教育・啓発に関する必要な諸施策を次のように推進します。

ア 人権意識の普及、高揚

広く市民に対し、人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識の普及、高揚を図るとともに、指導者の育成を図ります。

また、啓発事業については、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、より効果的で広く市民の共感が得られるように内容・手法に創意工夫を凝らして取り組みます。

イ 教育の充実

あらゆる差別をなくすため、就学、進学への援助、各種講座、講演会等を開催するとともに、これまで培ってきた同和教育の成果を踏まえ、あらゆる人権侵害の現状を的確にとらえながら、人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題に関する差別意識の解消を目指し行動できるよう、総合的な教育の推進を図ります。

学校教育では、「基礎学力の向上」と「心の教育の充実」を柱に、全教育活動を通じて、発達段階に応じた指導の充実を図ることで、差別や不合理を見抜く科学的、合理的な思考力やそれを許さず解決しようとする実践的な態度を育みます。

また、社会教育では、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供するとともに同和問題に対する正しい認識の普及に努めます。

ウ エセ同和行為の排除

エセ同和行為は同和問題を口実とする不当な要求や行為であり、差別解消に向けて、真摯に取り組んできた多くの当事者、関係者の努力や成果を損ねるだけでなく、同和問題の解決を著しく阻害する悪質な行為と認識し、関係行政機関、企業・団体等と密接に連携して啓発・排除に努めます。

エ 相談・支援・救済体制の充実

地域における同和問題をはじめあらゆる人権問題に対応するため、国、県、民間団体等との緊密な連携を図りながら、相談・支援体制の充実を図ります。

② 女 性

(1) 現状と課題

世界的には1945年（昭和20年）の「国際連合憲章」採択時において、男女同権の原則がうたわれています。1975年（昭和50年）には、男女共同参画社会実現の新たな段階として「国際婦人年」を提唱し、「平等・発展・平和」を目標とした指針となる「世界行動計画」を採択しました。

国においては、1985年（昭和60年）に「男女雇用機会均等法」「国籍法」等法制面の整備を進め、1996年（平成8年）には、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」を制定しています。この基本法に基づき2000年（平成11年）に「男女共同参画基本計画」、2005年（平成17年）には第2次の「男女共同参画基本計画」を策定しました。

大分県においては、1991年（平成3年）に、「おおいた女性プラン21」を、2001年（平成13年）には男女共同参画社会基本法に基づく「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、2002年（平成14年）には「大分県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、2006年（平成18年）に「大分県男女共同参画プラン」を改訂するなど、男女共同参画社会の形成や女性の地位向上へ向けての取組が進められています。

本市は、旧佐伯市が2002年（平成14年）に「佐伯市男女共同参画計画」を策定したのをはじめ、旧町村において女性の人権問題解決に向けた取組を進めてきました。2006年（平成18年）4月に、企画課内に男女共同参画・市民協働係を設置するとともに、2007年（平成19年）3月には男女共同参画社会推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に進めています。

しかしながら、2000年（平成12年）に旧佐伯市で行った「男女共同参画社会づくりのための意識調査」において、家庭内の仕事の分担については一部の仕事を除き、ほとんどの「家事、育児、介護」の役割は妻主体であり、妻にかかる負担の大きさが伺えます。また、仕事や社会環境については、人権を無視する行為を受けた経験がある女性は17.4パーセント、職場や地域で何らかの不快な経験をした女性は21.5パーセントとの結果が出ています。このことは、市民の意識や行動、社会の制度や慣行の中に、いまだに女性に対する差別や「女はこうあるべき、男はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識が存在し、女性の活動の多様な選択や能力発揮を妨げている状況にあることが伺えます。

男女が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が尊重される社会を築くためには、市民一人ひとりの意識改革が必要です。そのため各種イベント・研修会の開催、効果的な広報活動等の取組が重要です。

また、女性に対する重大な人権侵害である「セクシュアル・ハラスメント」や「売買春（いわゆる「援助交際」を含む）、「夫、恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）」は、社会的地位や経済力の格差など男女がおかれている状況に根ざした社会的・構造的問題があります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為等の

規制等に関する法律」等法整備が進められる中、実際に被害にあった女性の救済のための相談業務の充実や支援に向けた取組など、人権尊重の視点に立ち、問題を解決していく必要があります。

(2) 施策の方向性

一人ひとりの個性を尊重し多様な選択を認め合い、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して次のような施策を推進します。

ア 男女共同参画社会の形成と人権尊重のための啓発活動の推進

- (ア) 男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画社会形成の異議と責任、地域・家庭等への男女の参画についての意識を深めるため各種イベント・勉強会・メディア等を活用した広報や啓発活動に努めます。
- (イ) 性犯罪や売買春（いわゆる「援助交際」も含む）、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く浸透させ、暴力を予防し、暴力を容認しないよう啓発に努めます。また、相談・支援体制の充実に努め、被害者の救済のため関係機関との連携を図ります。
- (ウ) 子どもは周囲の言動や考えにすばやく順応し、良いことも悪いこともすぐに受け入れます。そのため、子どもの成長過程において、「性別役割分担意識」を芽生えさせないような配慮が必要であり、幼児期からの家庭、学校、地域における男女共同参画についての正しい知識や自立の意識に立った教育・学習を行うように努めます。

イ 男女共同参画を推進する社会環境の充実

- (ア) 家庭内で男女が協力して「家事」、「育児」、「介護」等を負担することは、男女が安心して子どもを生き育て、充実した家庭生活を営むために必要です。また、地域生活において男女が共に参画することは、家庭生活同様、豊かな社会生活を送るためにも重要です。そのため、一人ひとりが従来の性別役割分担を見直すことにより、古くからの慣習・慣行にとらわれることなく、男女が協力して家庭生活や社会参画を担うことができるよう啓発活動や支援に努めます。
- (イ) 男女共同参画社会の形成を推進するためには、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進し、男女の意見をバランスよく反映していくことは極めて重要です。女性の参画を推進するためにも、女性の能力開発・人材育成に努め、職域拡大や管理職登用を推進するとともに、女性自身による積極的な参画を促すために研修会や勉強会の開催、地域における女性リーダー育成と人材発掘などの充実に努めます。
- (ウ) 国際的な交流や学習を通して、世界的な視野を持った人材育成を図ること

は重要です。そのため、一人ひとりが国際的な広い視野を持つとともに人権意識を身につけ、国際的な視野と感覚を身につけることができる機会を提供することにより、本市に居住する外国人との相互理解・協力を推進します。

ウ 男女共同参画の視点に立った就労環境の整備

- (ア) 労働の場等における女性の平等な参画を図るためには、制度上だけではなく、固定的な社会通念や社会全体の意識を変革する必要があります。そのため、「男女雇用機会均等法」の浸透を図り、加えて女性労働者の能力開発と意識開発のための学習機会を提供するなど、女性が生きがいを持って働くことができる環境整備に努めます。
- (イ) ライフスタイルや価値観の多様化により、就業形態は多種多様になっています。そのために、働く意向がある女性のニーズを的確に把握し、様々な就労形態に応じた情報の提供を図るとともに、女性のための就職・再就職に対するサポート体制に努めます。また、女性の視点を生かした女性による起業を支援するため、あらゆる情報の提供から研修体制の整備等、女性の経営参画意識や経営管理能力をサポートするための様々な支援策の充実に努めます。
- (ウ) 少子・高齢化の急速な進展により、家庭内における女性の役割は一層高まることが予測されます。女性が働き続けるためには、仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが課題となっています。そのため、子育てが必要な家庭に対し「育児・介護休業法」の周知に努め、加えて、時代に即したきめ細かい保育サービスの充実に努めます。
- (エ) 本市の農林水産業における女性の役割は大きくなっており、女性に依存する傾向が強い産業だと言われています。しかし、農林水産業の場合は「家族経営体」が中心であり、古くからの制度や慣行という固定的な性別役割分担意識が強く残っています。そのため、社会における制度や慣習が男女の活動の選択に対して偏った影響を与えないよう、必要に応じて改善等をしていくことが必要となり、外部との交流や意見交換の場を通して、一人ひとりの知識を深める機会を増やすとともに、仕事が正當に評価され、女性自身が経営管理・活動方針の場へ積極的に参画できるように環境整備に努めます。

エ 健康づくりと福祉制度の充実

- (ア) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の理念を女性における人権の重要な一つとして位置づけ、女性に対する母性機能の社会的重要性についての認識を浸透させることが重要です。生涯にわたる心身の健康保持・増進を図るため、「思春期」、「子育て期」、「更年期」等の生活周期に応じた健康管理、特に女性においては「生理・妊娠・出産・更年期」等の生涯にわたる健康管理を推進します。

3 子ども

(1) 現状と課題

わが国の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、少子・高齢化が急速に進展しています。合計特殊出生率は、人口を維持するのに必要な水準の2.07を大きく下回り、2005年（平成17年）には1.26となっています。

少子化の背景には、未婚率の上昇や晩婚化、結婚観・価値観などの意識の変化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立の難しさなど、様々な要因が指摘されています。少子化は、子どもを取り巻く環境に大きく影響を及ぼすと考えられています。子どもの社会性や自主性を育む機会の減少、いじめや不登校児の増加、さらには労働力や経済の不安定な発展などが危惧され、大きな問題となっています。

子どもの人権については、日本国憲法、教育基本法、児童福祉法などの法令並びに児童の権利に関する条約等の趣旨に沿って、一人ひとりが尊重され、保護されなければなりません。

そのためには、子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、子ども自身の意見が尊重され、権利が保障される社会環境の整備に努めるとともに豊かな人権感覚を備えた社会人の育成に取り組むことが必要です。

国は、1989年（平成元年）に国際連合の総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたのを受け1994年（平成6年）にこれを批准し人権尊重のための総合的な取組を始めました。1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」の制定、また、2004年（平成16年）「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」、「児童福祉法の一部を改正する法律」が定められ、児童虐待の予防、早期発見、その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務をより明確化するとともに子どもの人権擁護に向けた積極的な取組を求めています。

本市でも合併に伴い、約903平方キロメートルという九州一の広さを持つ行政面積をカバーするために家庭児童相談員を2名増員し、4名体制で相談業務を行うなどの組織体制を整えています。しかしながら、近年は少子化や核家族化が進む中、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、いじめや不登校、子どもの生命が危険にさらされるような重大な児童虐待事件などがおきており、相談内容は複雑・重篤化する傾向にあります。こうした状況に対応するため、学校関係者、保育所、民生委員・児童委員、大分県佐伯県民保健福祉センター、中央児童相談所等の関係機関の連携による横断的な相談・支援体制を構築しています。

これらは、現代社会が抱える課題、つまり大人の側の自覚・意識・倫理観の反映であり、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、相手の立場に立つといった人権感覚の欠如や弱さ、子育てに対する不安が要因として考えられます。

(2) 施策の方向性

子育ての社会的支援の強化、地域ぐるみで子どもを育てる意識づくりなど、子ども

の健やかな成長が保障される環境づくりを目指し、次のような取組を推進します。

ア 子育て支援の推進

本市では2003年（平成15年）7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立したことを受けて、2005年（平成17年）3月に「さいき子ども育成支援行動計画」を策定しました。豊かな自然と歴史ある本市で暮らす子どもたちが明るく、楽しい未来をつくっていけるように、子どもの目線による子育てのまちづくりが必要となっています。常に子どもたちにとっていいものが何かということを考えながら「いつも子どもが まんなか！！」を基本理念に、子どもが豊かにいきいき育つまち、子育てが楽しくなるまちづくりに努めます。

イ 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

学校教育では、「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容について、全教育活動を通じ、計画的総合的に学習を進めるとともに、一人ひとりの能力・適性に応じた指導の充実を図ります。また、ボランティア活動や社会体験・自然体験等を通して、人権感覚の醸成や豊かな心の育成に努めます。

いじめ・不登校、虐待等に関する問題は、子どもの人権に係る重大な問題であり、児童生徒と教職員との信頼関係を基調とした指導を強化するとともに、相談・啓発・援助活動の充実を図ります。そのために、教職員の資質と指導力の向上に向けた研修の充実を図ります。

また、社会教育では、大人を含め特に保護者に対する子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めることが重要です。そのため、公民館などにおける学習機会や情報の提供、各種学級・講座等の学習内容の充実に努めます。

4 高齢者

(1) 現状と課題

高齢化は世界的な規模で進んでいます。我が国の総人口は、2003年（平成15年）10月1日において1億2,762万人となっていますが、このうち65歳以上の高齢者人口は2,431万人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は19.0%となっています。

この高齢化は、今後、急速に進展し、2015年には高齢化率が26.0%、2050年には35.7%に達し、国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者という本格的な高齢化社会の到来が見込まれています。特に、本市においては、高齢化率は既に28%を超え、全国的な傾向より十数年ほど早いペースで超高齢社会をむかえています。

このような中、国においては、在宅福祉の実施・施設の緊急整備などを目的とした「高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）」を1989年（平成元年）に策定、1994年（平成6年）にはゴールドプランを見直し、在宅介護の充実を重点に置いた「新ゴールドプラン」の策定を経て、1999年（平成11年）には「いつ

でもどこでも介護サービス」、「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」を目指した介護サービスの基盤整備と生活支援対策などが位置付けられた「ゴールドプラン21」が策定されました。

県においても、2000年（平成12年）に「豊の国ゴールドプラン21」が策定され、介護サービスの基盤整備とともに、高齢者の生きがいと健康づくりが推進されています。

本市においても、2006年（平成18年）3月には、健やかで心ふれあう福祉のまちを目指して、「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者が安心して充実した暮らしが送れるよう、生きがい活動の支援や在宅福祉の充実を図ることとしています。

しかしながら、悪徳商法や近年における「オレオレ詐欺（振り込め詐欺）」など、高齢者を対象とした犯罪が多発しています。

また、高齢化、核家族化などに伴い、介護疲れや老々介護などによる「身体的暴力による虐待」、「性的暴力による虐待」、「心理的障害を与える虐待」、「経済的虐待」、「介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待」など、目に見えない高齢者への人権に関する深刻な問題も報告されています。

（2） 施策の方向性

高齢者が心身の健康を維持し、明るく安心して充実した豊かな生活を送るためには、高齢者同士はもとより若者と高齢者との間においても、技術や経験などそれぞれが持つ特性を活かして、互いに助け合い、思いやる「互助の精神」を持つことが大切です。高齢者の人権が尊重される社会の実現を目指して、次のような施策を推進します。

ア 保健・医療・福祉サービスの整備

高齢者の心身などの状況は、個人個人により異なります。また、それぞれの生活環境などからその変化に応じた適切な援助などを実施するために、保健・医療・福祉がそれぞれ密接な連携・調整を図ります。

イ 相談体制の整備

各種サービスが適切に提供され、高齢者に信頼され、安全で快適な生活環境を構築するためには、高齢者などの相談・苦情に対応する体制が必要です。高齢者の視点に立った「相談・苦情処理システム」を構築し、問題などの迅速かつ適切な解決を図ります。

ウ 福祉教育の推進

高齢者が、健康で生きがいを持ち、明るく活力ある生活を送れるようにするためには、各世代の調和のとれた協力と努力が必要不可欠です。そのために、子どもの頃から福祉への理解と関心を高める取組を進めるとともに、高齢者とのふれ合いな

ど、世代間交流を通じて福祉教育を推進します。

エ 生涯学習の推進

高齢者の持つ優れた経験を生かすことのできる活動の場を設定し、高齢者が生きがいを持ち積極的に社会参加するなど、主体性を持った生活を送れるよう支援することが重要です。

高齢者の社会参加を図り、生きがいづくりを促進するための情報や多様な学習の機会の提供など条件整備や支援体制の確立を図ります。

オ 広報活動の推進

市民に対して、保健・医療・福祉・介護の各制度の内容等、十分な広報を実施するとともに、理解を深めてもらうため、市報やケーブルテレビなどのメディアを活用し情報の提供を図ります。

5 障がいのある人

(1) 現状と課題

障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人を言いますが、人々の障がいや障がいのある人に対する無理解や偏見は根強く、障がいのある人の自立と社会参加へ向けた取組の大きな障壁となっています。

障がいのある人々の基本的人権を尊重し、個人としての権利を保障することは、すべての障がい者施策の基本であり、1981年（昭和56年）の国際障害者年、その後の「国際・障害者の10年」（1983～1992年）、「アジア太平洋障害者の10年」（1993～2002年）を経て、1993年（平成5年）に「障害者基本法」が改正されて以降、国や県においても、各計画の策定やそれに基づく各種事業が実施されてきました。

こうした中、国においては、2003年度（平成15年度）を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「重点施策実施5カ年計画」を2002年（平成14年）12月24日に閣議決定しました。

さらに、2003年（平成15年）4月、障害福祉サービスが措置制度から「ノーマライゼーション（障害者と健常者が共存すること）の理念に基づいて導入された支援費制度」に移行しました。2006年（平成18年）4月からは、障がいのある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために障害者自立支援法が制定されました。障害者自立支援法は、すべての人々が人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものであり、そのために必要な様々な施策を実施する必要があります。そのため、2006年度（平成18年度）には、障害者福祉計画とそれに基づく障害福祉サービスなどの確保に関する計画を策定し、障害福祉サービスを総合的に取り組むようにしています。

また、近年、障がいのある人に対する人権侵害や財産に対する侵害行為が問題とな

っています。障がいのある人が安心して日常生活を営み、自らの権利をごくあたりまえに主張、行使し、自らの生き方を選択・決定できる社会的支援の在り方や障がいのある人への権利侵害に対し適切な措置や救済が図られる仕組みを地域社会の中に確立することが必要です。サービス利用者としての障がいのある人の権利擁護が図られるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用の促進とともに、相談体制に努めていくようにしています。

(2) 施策の方向性

国、県をはじめ関係機関や関係団体との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が「支え合って共に生きる福祉のまちづくり」の実現を目指して次のような施策の推進に努めます。

ア 障がいのある人の人権の正しい理解と認識の促進

障がいのある人に対する偏見や差別を解消し、支え合いながら共に生きる社会を実現するため、あらゆる機会を利用した教育・啓発を推進します。

学校教育においては、障がいの状態等に応じた指導、特別な教育的支援が必要な子どもへの対応等、障がい児教育の充実に努めるとともに、学校内や地域における交流教育の充実、児童生徒、保護者及び教職員等に対する啓発活動の推進など、障がいのある人に対する理解や、福祉の問題等に関する理解を深めるための教育を推進します。

また、社会教育においては、広く市民が障がいや障がいのある人に対しての正しい理解と認識を深めるため、社会教育機関及び関係団体等を通じて、福祉・人権教育と啓発の推進を図ります。

イ 障がいのある人の主体性と権利の擁護

日常生活における金銭管理や福祉サービスの利用の援助など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう障がいのある人のサービス利用者としての権利を守るために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進を図るとともに、関係機関と連携して広報・普及活動に努めます。

また、不当な差別や人権侵害の起こることのないよう、苦情処理体制の整備等相談体制の充実を図るとともに関係職員等に対する研修の充実に努め、市民に対する障がいや障がいのある人への理解促進と人権意識の向上・啓発に努めます。

ウ 障がいのある人の社会参加の促進

ノーマライゼーション（障害者と健常者が共存すること）の理念である障がいのある人の自立と社会参加をさらに促進するため、あらゆる機会、広報媒体を利用した啓発活動を推進します。

また、スポーツ、文化、芸術活動等への参加を促進し、支援するとともに障がいのある人自身の自立意識の促進を図ります。

さらに、障がいのある人が安心して自立した生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等のバリアフリー化（不便な障害を取り除く考え）の促進へ向けての意識啓発を推進します。

⑥ 外国人

(1) 現状と課題

人・もの・資金・情報・サービスなどの国際化の流れが急速に進展する中、重要港湾を有する本市を訪れ、また生活する外国人が増えています。

このような多彩な文化を持つ外国人が、快適な時間を過ごし、安心して暮らせる生活環境が整備されるということは、ひいてはすべての市民が互いを知り、そして互いに学び合いながら個々の能力を遺憾なく発揮できる、活力あふれるまちづくりにつながると考えられます。

しかしながら、全国に目を向けてみると、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国籍市民、朝鮮籍市民等をめぐる問題や外国人に対する就労差別や入店・入居拒否などの様々な人権問題が発生しています。

このような中で、国際化に対応できるまちづくりを推進するためには、まず外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切となっています。

(2) 施策の方向性

本市は、外国人の人権について教育や啓発活動に取り組み、互いのアイデンティティ（独自性）の違いを正しく認識、かつ尊重しながら、共に快適に暮らすことのできる「共生・協働社会」の実現を目指し、次のような施策の推進に努めます。

ア 外国人理解のための教育・啓発

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を理解し、多文化が共生する国際化時代にふさわしい人権意識を育成することを目指した教育・啓発に努めます。

学校教育においては、全教育活動を通じて、多彩な習慣・文化・様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生・協働社会実現に向けた教育の充実を図ります。

また、社会教育の場においても様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための学習機会の提供・充実を図ります。

イ 外国人が訪れ・住みやすいまちづくり

外国人が安心して本市を訪れることができるように、また快適に生活できるような生活環境の充実や情報提供に努めます。

ウ 国際交流の推進

共生・協働社会の実現に向け、多文化を学ぶ機会や各種国際交流の機会充実を図ります。

7 医療をめぐる人権問題

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、H I V感染症、ハンセン病や精神疾患などの様々な病気に関しての正しい知識と理解が不十分なために、患者自身にとどまらずその家族等に対してまで、偏見や差別をするといった人権にかかわる問題が発生しています。

特に感染症に関しては、「感染する」という特性ゆえに、誤った知識やそれに伴う認識により患者や感染者の排除につながりかねない側面を有しています。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文に記されているように、感染症対策は、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することによりなされなければなりません。

H I V感染症は、その感染経路が特定している上、H I V自体、感染力の弱いウィルスです。したがって正しい知識に基づいた通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、新しい治療法の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となっています。しかしながら、正しい知識や理解不足から、これまで多くの偏見や差別を生み出しています。就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否を始め、あってはならないはずの医療現場における診療拒否や無断検診など、社会生活の様々な場面での人権問題として現れてきました。

H I V感染症・エイズについての知識がある程度普及した現在においても、依然として、自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、予防行動が適切になされないためにH I Vに感染する人は増加傾向にあり、感染者に対する差別・偏見につながったりする状況がみられます。

ハンセン病は、らい菌による感染ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、もし発病した場合でも現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。しかしながら、従来我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。その結果、ハンセン病患者や元患者に対する差別や偏見を助長してきました。隣県の熊本県で起きたハンセン病元患者のホテル宿泊拒否事件は記憶に新しいところです。療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を断たれてきました。またその入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も社会復帰に向けての様々な困難な問題を抱えている状況です。

この他にも、これまでの医療では、医療行為の主体は医師にあり、どちらかという医師と患者との関係は必ずしも対等ではありませんでした。しかしながら、医療技術の進歩や患者の権利に立った医療という考えが進む中で、治療の多様性、心のケア

が問われるようになってきました。その結果、インフォームドコンセント（正しい情報を得た上での合意）やセカンドオピニオン（もう一人から聴取する意見）といった新しい制度が広がりつつあり、医師と患者との関係が対等になり、患者が自分の意志で医療行為等を選択できる機会が増えつつあります。

（２） 施策の方向性

H I V感染者、ハンセン病患者等に対する偏見や差別意識を解消し、基本的人権の尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや共に生きていくことの大切さを広く市民に伝えていくため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育・啓発活動の推進を図ります。

特に、H I V感染症やエイズについては、他の性感染症とともに若年層での増加がみられることから、大分県佐伯県民保健福祉センター等との関係機関との連携を図り、様々な保健活動や市報やケーブルテレビ等のメディアを通じて、正しい知識の普及啓発を図るとともに、学校教育の場とも連携を深めながら、感染予防に関する具体的な知識や情報の提供にも努めるなど互いの健康への配慮や人権の尊重など総合的な視点からの啓発活動を推進します。

また、医療機関の関係者との協力を図り、疾病患者に対し、インフォームドコンセントやセカンドオピニオン等の権利についての情報提供に努めます。

⑧ そ の 他

これまで述べてきた重点的に取り組むべき分野別の人権問題の他にも、次に挙げるような人権問題が存在します。

（１） プライバシーをめぐる問題

近年、情報処理技術等の急速な発達に伴い、個人情報を大量に収集・蓄積・利用することが可能になりました。こうした中、企業の顧客リストの流出等の事故や架空請求等の犯罪に悪用されるなど重大な人権侵害が発生しています。

このため一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識し、お互いのプライバシーが尊重されるよう積極的な啓発を進めることが必要となっています。

本市では、2005年（平成17年）合併後に「佐伯市個人情報保護条例」を制定すると共に、2006年（平成18年）に「佐伯市情報セキュリティーポリシー」を策定し、組織的・総合的な個人情報の保護に努めています。

（２） インターネットによる人権侵害

高度情報化時代を迎え、インターネットは様々な情報の収集や発信、コミュニケーションの手段などに利用され、私たちの生活に深く関わりなくてはならないものになってきています。そのような中、その特徴である誰もが自由に手軽に不特定多数の人に一度に情報を瞬時に送れ、しかもそれが匿名で行えるということを利用して差別的な書き込み、他人への誹謗中傷の事例も発生しています。

インターネットの利用については、利用者の情報モラルの向上やインターネット上で得た情報の真偽について冷静に考え、判断する力を養うなどの啓発の取組が必要です。

(3) 犯罪被害者やその家族の人権問題

犯罪被害者やその家族は、ある日突然、何の前触れもなく生命を奪われる、身体に傷害を負わされる、財産を盗られるなどの精神的、経済的被害をのみならず、捜査中の精神的負担、周りの人々からのいわれのない噂や中傷、司法手続きにおける疎外感、マスメディアの報道など2次的被害が生じています。

これらの人々の人権が侵害されないよう、被害者等の視点に立ち、関係機関・団体と密接な連携を深めるとともに、プライバシーの保護など犯罪被害者等の理解を深めるための人権教育・啓発の取組が必要です。

(4) 性同一性障害者

性同一性障害者に対する一般社会の理解不足から、様々な差別や偏見が見受けられます。

本市では、公的申請書類の男女別の項目削除を可能なものから実施するなど、性同一性障害者への人権擁護の観点からの取組を図ります。さらに、性同一性障害に関する正しい知識を身に付け理解を深めるための人権教育・啓発を推進します。

以上のような問題の他にも、アイヌの人々への偏見や差別の問題をはじめ、職業に関する差別、刑を終えて出所した人やその家族への偏見や差別から社会復帰を困難にしている問題などが存在しています。また、公園や河川敷などでの生活を余儀なくされるホームレスに対するいやがらせや集団暴行などの新たな問題も発生しています。

このような様々な課題に対しても人権を尊重する視点に立った人権教育・啓発の取組が必要です。

第3章 基本計画の推進

本市の基本計画の目標と基本姿勢、人権問題の現状と課題を踏まえて、様々な人権問題を解決するための教育・啓発を推進する具体的施策の方向性を以下に示します。

1 あらゆる場を通じて

すべての人権が尊重される社会を実現するために、あらゆる人々が、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・職場などあらゆる場や機会において、人権教育を享受できるよう取組を進めるとともに啓発の推進を図ります。

(1) 就学前教育・学校教育

保育所や幼稚園、学校においては、自分と異なる個性を尊重し、異なった環境の中で育ってきた人々との豊かな相互関係を深めることのできる初めての場となり、この時期に子どもたちがする様々な経験は、人生の中で重要な役割を持ちます。そういっ

た視点に立ち、子どもたちに関わる大人が子どもを育成し、接しなければいけないことは言うまでもありません。

保育所や幼稚園においては、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験等豊かな体験活動を通し、幼児の主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で、人との違いに気付くことや生命を尊重する心等を養っていくことに努めます。

学校教育においては、人権教育を教育課程に位置付け、全教育活動の中で発達段階に応じた指導の充実を図るとともに、家庭や地域社会との連携を深め、ボランティア活動や社会体験・自然体験活動等を通して、人権を尊重しようとする生活習慣や態度、差別を見抜き、差別を許さない実践力の育成に努めます。また、人権にかかわる今日的課題や学校・地域の課題を明確にし、それらに対応できる教職員の資質の向上を図るため研修の充実を努めます。

(2) 社会教育

生涯教育においては、市民一人ひとりが自らの生活の中に存在する様々な人権問題にかかわる身近な課題に気付く感性を身に付け、実際の生活でどう活かし、どう行動に移すことができるかという力を養うことが求められています。

そのために公民館等の社会教育施設では、地域課題や市民ニーズに沿った多様な学習機会の提供に努めるとともに、ロールプレイ等の参加体験型学習の導入や視聴覚機器の効果的活用により学習者の意欲向上を図り、感性に訴える学習方法の工夫改善に努めます。

さらに、情報提供・学習相談・講師派遣などの学習支援を拡充するとともに広範囲にわたる本市の各地域の実情に即した啓発活動の促進に努めます。

(3) 家庭・地域

人権にかかわる感性は、何気ない日常の暮らしの中で形成されるものであり、生活の拠点である家庭や地域の人権意識を高めることが極めて重要です。

いくら学校で子どもたちに人権の大切さを教育しても、一番身近な家庭や地域で模範でなければならない大人に人権意識が欠如していたとしたら、子どもたちはどう感じ、どう行動したらいいのでしょうか。子どもほど大人の言動を観察している世代はいません。人権の根付いた家庭や地域を築くには、まず大人自身が、様々な人権問題についての学習を深め、差別を見抜き差別に立ち向かう行動力・実践力を養うことが大切です。

そのために、PTA活動等、保護者の様々な活動の中に人権学習を位置付けるとともに、自治会単位の啓発活動にも積極的に取り組むことにより人権にかかわる正しい知識の伝達と人権意識高揚に努めます。

(4) 企業

企業は、文化や社会生活の向上に大きな影響力を持ち、「豊かな社会づくりに貢献する」という社会的責任を担っています。特に近年は、その社会的責任についての自覚

に基づく行動が要請され、地球環境の保全、男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応などに果たすべき役割をはじめ特に障がいのある人等就職が困難とされる人々の採用選考、任用などに関しても、数多くの基本的人権に配慮した適切な対応が強く求められています。

そのため、企業における人権問題解決に向け、国、県と連携を図りながら各種企業団体を通じ、あらゆる人権問題の研修機会の確保を働きかけるとともに、情報提供、講師派遣などの研修支援に努めます。

(5) 特定の職業に従事する者

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等の取組を充実することが必要不可欠です。そのため、特に、次のような職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

ア 市職員

すべての職員が全体の奉仕者である公務員として必要な人権感覚を身に付け、自らが啓発する立場にあることを自覚することが必要です。そのため、職員一人ひとりの人権・同和問題に対する認識を高めるため、人権啓発のための推進員を各課に配置するなど、人権・同和研修の充実を図ります。

その中で、他人の痛みを自分の痛みとして感じ、自らも差別を行わないことはもとより、決して差別を見逃さない、許さない感性を培い、差別をなくすための行動力を育成していきます。また、研修成果が知的理解にとどまるのではなく、職務の面でも人権尊重の視点に立ち、職場環境を良好に保つとともに、やさしさと配慮に満ちた接遇に努め、さらなる市民サービスの向上を図っていきます。

イ 教職員等

就学前教育・学校教育において、子どもたちの人権意識を育む重要な役割を担う保育所職員・学校教職員の人権意識の高揚と効果的な人権教育を推進するための指導力の向上を図ることは極めて重要なことです。

そのため、保育所職員、学校教職員の研修においては、人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう体験的な研修を取り入れるとともに、交流機会の拡充や情報交換の場を確保するなど、研修内容・方法の工夫改善に努めます。

ウ 医療関係者

医療現場における患者の人権を尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療養士、作業療養士などの医療関係者に対する人権教育・啓発の充実を図れるよう、関係諸団体と連携に努めます。

エ 福祉保健関係者

福祉や保健の分野で、市民と接する機会の多いケースワーカーをはじめホームへ

ルパー、ケアマネージャー等の介護サービス関係者、民生委員・児童委員、保健師、家庭児童相談員、母子自立相談員や社会福祉施設職員などに対して、人権意識の普及・高揚が図られるように、人権教育・啓発の充実に努めます。

そのため、各職場や養成期間での研修はもとよりそれぞれ研修会や講演会など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を実施し、差別のない明るい社会づくりに努めます。

オ マスメディア関係者

情報化社会の進展が著しい今日、新聞、テレビ、ラジオなど各種広報媒体を通じた情報提供は、世論の形成に大きな影響を与えるところです。人権尊重の社会を形成する上でマスメディアの果たす役割は極めて大きいと言えます。

今後ともマスメディアに対して人権に関する情報提供を行い、人権教育・啓発の推進を図っていくとともに、各種講演会開催情報や人権に関する情報提供を通して、人権尊重の視点に立った取材活動や報道が行われるよう働きかけます。

② 効果的な推進

市民一人ひとりが人権に関する正しい知識を確実に身に付け、日常生活において人権に配慮した行動を自然にとることができるよう、人権感覚を育む効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

(1) 学習機会の拡大・充実

すべての人々がそれぞれのライフサイクル（生涯過程）の中で人権について学ぶことができるよう、生涯学習において人権教育を推進し、情報提供や学習機会の拡充に努めます。

ア 市民の人権意識、学習ニーズの把握

生活様式や価値観の多様化に伴い、人権に対する意識や課題・学習ニーズも多様化し、絶えず変化しています。そのことを常に考慮し、画一的な内容・手法に固定化することなく、各種研修会、講演会などでアンケート調査を実施するなどして常に市民各層の人権意識や学習ニーズを的確に把握し、この結果を人権教育・啓発の基本的な方向性や実践の場に反映するように努めます。

イ 人材の育成と活用

人権問題について市民が関心を持ち、考え、行動することによって、人権が尊重される社会が実現することから、市民の身近なところでの人権問題に関し、指導・助言できる指導者の役割は重要です。様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発の推進にあたっては、市民の学習活動を指導し助言するリーダーやボランティアの存在・活動が必要不可欠となります。民間団体、有識者などとの連携を深め、これらの人材の育成に努めます。さらに、国や県の実施する各種研修会等を活用し

ながら人権研修・啓発を企画できる職員の育成にも努め、こうした人たちが能力を発揮できるよう支援していきます。

ウ 教材等の開発・整備

市民のライフサイクル（生涯過程）や地域の実情に応じた様々な人権問題を適宜取り上げながら、これまでの知識・理解を中心とした講義形式の学習に加え、市民の学習ニーズや興味、関心に即した学習方法の開発・導入に努めます。

保育所や幼稚園においては、他の人々と親しみ支え合って生活することの楽しさを実感するとともに、互いの違いから生ずる問題場面での具体的な解決方法を考えるなどの工夫に努めます。

小・中学校では、人権尊重の精神を身に付けた実践力のある子どもを育成するため、子どもたち自らが行動を通して学ぶ集団づくりを進める中、コミュニケーション能力や問題解決能力などを培う自主的な活動の充実に努めます。

また、発達段階や学校・地域の実情に応じ、参加体験型学習を取り入れるなど指導方法の工夫改善に努めます。さらに様々な人権問題に関する歴史的な事象や身近な人権問題の教材化に努めます。

(2) 情報の提供と啓発

従来の人権教育・啓発には、講義型あるいは印刷物による啓発のように、一方的なものが多く見られました。こういう人権教育・啓発は、多数の人々に一定程度の知識を与えるという意味では有効でしたが、マンネリ化するという弊害もあります。また、正しい知識を持つことが、直ちに正しい行動に結びつくものではありません。このようなことから市民一人ひとりが日常生活の中で人権問題に関心を持つとともに、主体的・継続的に学び、それが行動に移せるように参加体験型学習を取り入れるなど、学習プログラムの工夫に努めます。

情報提供や啓発に際しては、高齢者や障がいのある人・外国人等に配慮するなど、受け手の視点に立った情報提供に留意するとともに、啓発の目的が達成されるよう効果的な情報伝達手段の選定や表現・手法など工夫することにより、市民の興味・関心を高めるよう努めます。

ア 情報提供の整備・工夫

市民の身近な公共施設において、学習機会や指導者、教材などによる情報提供や相談体制を整備するとともに、新聞・テレビ・ラジオ・市報などのマスメディアの効果的活用に努めます。

さらに、近年、社会のあらゆる分野で高度情報化が急速に進んでいるインターネットを中心とした情報手段の活用に努めます。その一つとして市のホームページを活用し、広く市民に対して、より多くの人権関連情報の提供に努めます。

イ 啓発内容の充実

人権を市民の日常生活に定着させるためには、啓発の内容が市民一人ひとりにとってより身近であることが必要であるとともに有効です。

そのためには、1965年（昭和40年）同和対策審議会答申で「我が国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格を持っているが、他面では前近代的な身分社会の性格を持っている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階級秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる」と述べられているような私たちの生活の中にある課題を解決していくことが、あらゆる人権問題解決への近道となります。

このため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」や本基本計画等の周知徹底に努めるとともに、人権問題を未解決のまま温存助長している前述の生活課題を洗い出し、啓発に努めます。

(3) 連携の促進

ア 国・県との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するには、国・県との連携は不可欠です。人権教育・啓発が広範に取り込まれるよう、人権関連情報、教材、指導者など、それぞれが保有する人権教育・啓発の推進に必要な情報提供について相互に連携し協力していきます。

イ 他市町村等との連携

市町村で抱える人権問題は地域によって様々ですが、その根本にあるところは同じです。人、物の移動が激動する中で他市町村や公的組織との連携はますます必要となってきます。既存の「大分県下人権・同和対策連絡協議会」「佐伯・臼杵・津久見地域人権啓発活動ネットワーク協議会」「おおいた人権相談ネットワーク協議会」などと連携を図ります。

ウ 地域・民間との連携

本基本計画の実効性を高めるためには、公的部門だけでなくあらゆる部門において、専門性、独自性を有する組織・機関と連携して人権教育・啓発の取組が積極的になされることが必要です。このため、地域や各種団体に人権教育・啓発の充実を促すとともに講師の派遣や教材の提供など適切な助言や情報提供を行います。

また、人権教育・啓発同様、地域における人権問題を解決するには、行政だけでなく、地域社会を構成する市民と民間団体等の相互協力による積極的な取組が重要です。そのため「人権のまちづくり」に向けた市民協働による人権施策の促進に努めます。

(4) 相談・支援・救済体制の充実

相談・支援体制は、人権施策を推進していく上で、人権教育・啓発と両輪の役割を果たすほど重要なものです。「人権救済制度の在り方について」の人権擁護推進審議会の答申においても「相談は適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、本格的な救済手続きへの導入や他の救済にかかわる制度等を利用すべきものについては、その紹介・取次ぎによる振り分け機能を持っている」とその重要性が指摘されています。

人権侵害を受けた被害者の救済については、最終的には紛争解決手段としての裁判制度のほか、児童虐待、労働問題等の個別の分野における裁判制度を補完する特別な制度により取り組まれてきました。

また、人権に関する相談・支援は、国においては、法務局と県内各市町村に配属された人権擁護委員により行われ、また、県では、個別的課題ごとに相談機関を設置して実施しています。

本市の相談・支援体制についても、行政に関する相談、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）等の女性相談、子どもの虐待等に関する児童相談さらには、障がいのある人に関する相談、高齢者に関する相談等、様々な相談を受ける職員を窓口配置しています。

しかしながら、女性に対する暴力、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待をはじめとした相談件数が増加するとともに人権問題の複雑・多様性から、その相談内容も広範囲にわたり、重篤化しており相談・支援体制の一層の充実が求められています。

このため、国（法務局等）、県及び関係団体（NPO等）とのさらなる連携・協力、情報の共有化を図るとともに、相談窓口の一本化、体制強化の充実も図らなければなりません。あわせて相談担当職員の資質向上のため研修の強化などを行い、あらゆる人権の救済に向けた相談・支援・救済体制の充実に努めます。

第4章 推進体制等

1 推進体制

- (1) 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るために「佐伯市人権教育・啓発推進本部」を中心に全庁体制で推進します。
- (2) 民間団体等関係団体（NPOを含む）と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけに努めます。
- (3) 人権教育・啓発の推進にあたっては、幅広く市民に意見を求め、計画の推進に反映します。

2 基本計画の確認と見直し

人権教育・啓発に関する前年度の施策の実施報告を総合的に点検し、その結果を次年度の人権施策に適性に反映させるなど基本計画の確実な推進に努めます。

また、この計画は、当市で策定される各計画、社会情勢の変化及び進捗状況に応じ、見直しを行うものとします。